

(お知らせ)

令和 3 年 8 月 6 日
防衛省

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間を経過した後、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることになります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

(参考) 対象防衛関係施設として新たに指定される 53 施設・区域

(1) 自衛隊施設

- ・ 陸上自衛隊真駒内駐屯地
- ・ 陸上自衛隊東千歳駐屯地
- ・ 陸上自衛隊青森駐屯地
- ・ 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
- ・ 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地
- ・ 陸上自衛隊練馬駐屯地
- ・ 陸上自衛隊守山駐屯地
- ・ 陸上自衛隊明野駐屯地
- ・ 陸上自衛隊千僧駐屯地
- ・ 陸上自衛隊海田市駐屯地
- ・ 陸上自衛隊善通寺駐屯地
- ・ 陸上自衛隊福岡駐屯地
- ・ 陸上自衛隊北熊本駐屯地
- ・ 陸上自衛隊那覇駐屯地
- ・ 海上自衛隊下総航空基地
- ・ 海上自衛隊徳島航空基地
- ・ 海上自衛隊小月航空基地
- ・ 海上自衛隊硫黄島航空基地
- ・ 海上自衛隊南鳥島航空基地
- ・ 航空自衛隊静浜基地
- ・ 航空自衛隊岐阜基地
- ・ 航空自衛隊防府北基地
- ・ 航空自衛隊当別分屯基地
- ・ 航空自衛隊大湊分屯基地
- ・ 航空自衛隊加茂分屯基地
- ・ 航空自衛隊大滝根山分屯基地
- ・ 航空自衛隊佐渡分屯基地
- ・ 航空自衛隊輪島分屯基地
- ・ 航空自衛隊笠取山分屯基地
- ・ 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地
- ・ 航空自衛隊見島分屯基地
- ・ 航空自衛隊背振山分屯基地
- ・ 航空自衛隊海栗島分屯基地
- ・ 航空自衛隊高畠山分屯基地
- ・ 航空自衛隊下甑島分屯基地
- ・ 航空自衛隊沖永良部島分屯基地
- ・ 航空自衛隊与座岳分屯基地
- ・ 航空自衛隊宮古島分屯基地

(2) 在日米軍施設・区域

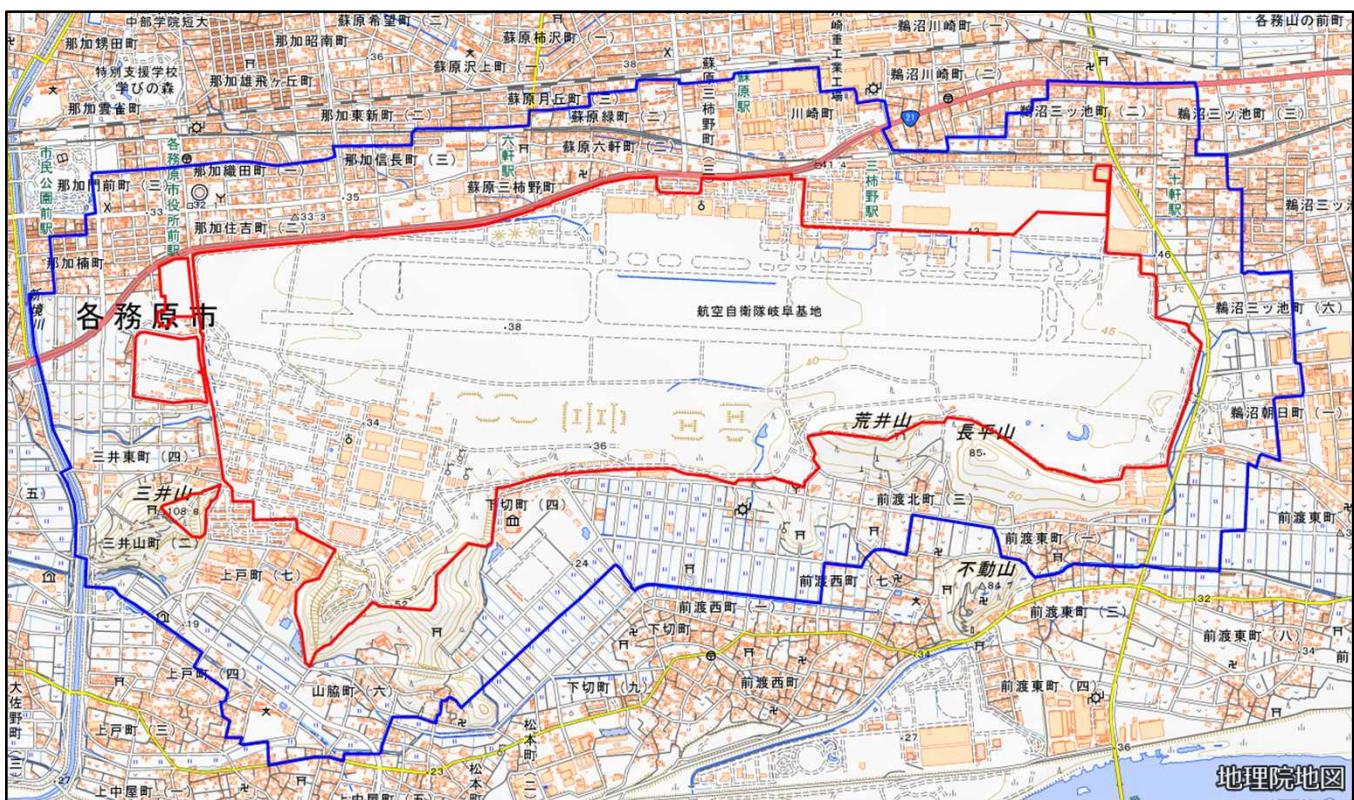
- ・ 横浜ノース・ドック
- ・ 富士當舎地区
- ・ 呉第六突堤
- ・ 板付飛行場
- ・ 佐世保ドライ・ドック地区
- ・ 佐世保弾薬補給所
- ・ 横瀬貯油所
- ・ 針尾島弾薬集積所
- ・ 辺野古弾薬庫
- ・ 嘉手納弾薬庫地区
- ・ 天願桟橋
- ・ キャンプ・コートニー
- ・ キャンプ・シールズ
- ・ ホワイト・ビーチ地区
- ・ 那霸港湾施設

航空自衛隊岐阜基地

対象防衛関係施設の所在地	岐阜県各務原市	那加官有地無番地
対象防衛関係施設の区域	岐阜県各務原市	鵜沼（次の図面に示す部分に限る。）、下切町（次の図面に示す部分に限る。）、上戸町（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原三柿野町（次の図面に示す部分に限る。）、那加影野新田字池田、那加桐野外ニヶ所大字入会地（次の図面に示す部分に限る。）、那新加納外六ヶ所大字入会地、那加前洞町、前渡西町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡東町（次の図面に示す部分に限る。）、松本町（次の図面に示す部分に限る。）、三井東町（次の図面に示す部分に限る。）、三井町（次の図面に示す部分に限る。）及び山脇町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	岐阜県各務原市	鵜沼（次の図面に示す部分に限る。）、鵜沼朝日町（次の図面に示す部分に限る。）、鵜沼川崎町（次の図面に示す部分に限る。）、鵜沼三ツ池町（次の図面に示す部分に限る。）、上中屋町（次の図面に示す部分に限る。）、川崎町（次の図面に示す部分に限る。）、下切町（次の図面に示す部分に限る。）、上戸町（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原月丘町（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原三柿野町（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原緑町（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原六軒町、那加織田町（次の図面に示す部分に限る。）、那加影野新田字池田、那加桐野外ニヶ所大字入会地、那加楠町（次の図面に示す部分に限る。）、那加桜町（次の図面に示す部分に限る。）、那新加納外六ヶ所大字入会地、那加住吉町、那加大東町、那加信長町（次の図面に示す部分に限る。）、那加前洞町、那加門前町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡北町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡西町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡東町（次の図面に示す部分に限る。）、松本町（次の図面に示す部分に限る。）、三井東町（次の図面に示す部分に限る。）、三井町（次の図面に示す部分に限る。）、三井山町及び山脇町（次の図面

		(に示す部分に限る。)
備考		
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。		
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

航空自衛隊岐阜基地周辺地域 (岐阜県各務原市那加官有地無番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

(施設名) 航空自衛隊 岐阜基地	(所在地) 岐阜県各務原市 那加官有地無番地	(管理者) 岐阜基地司令	(問い合わせ先) 058-382-1101
------------------------	------------------------------	-----------------	--------------------------

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その周辺地域（周囲約300m）
の上空におけるドローン等の飛行は、
原則として禁止されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

●警察官等による安全確保措置

●最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones,

police officers, etc. may take necessary measures for security.

The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね300mの
地域の上空
(イエロー・ゾーン)



約300m

自衛隊施設／米軍施設の
敷地・区域の上空
(レッド・ゾーン)



ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE

* このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>

